募集要項に関する質問回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
1	1	1	4			事業方式	今回、業務範囲に更新工事が含まれていますが、事業方式が更新支援型となっている理由（考え方）についてご教示ください。	今回業務に含む工事は、従来の包括委託でも実施していたマンホールポンプ設備の単純更新であり、工事内容及び想定費用より、市としては修繕と同等と捉えており、更新支援型として整理しています。
2	5	1	10			プロフィットシェア	プロフィットシェアについての詳細は契約書（案）に示すと記載がございますが、契約書（案）に明示されていないように思います。 プロフィットシェアについて詳細に示されている箇所があれば教えてください。	当該部分の記載を下記のとおり修正します。 「詳細については、要求水準書2.11において示す。」
3	6	2	2			募集及び選定スケジュール	プレゼンテーションの日程が令和9年1月下旬となっておりますが 具体的な日程がわかっていれば教えてください。	プレゼンテーションの日程は令和9年1月27日(水)とします。
4	9	3	2	⑪		応募者の参加資格要件	「該当業種の建設業法の許可業者」とありますが、業種を確定するに足る更新内容をご教示ください。もしくは、現段階では一般的に想定される機械器具設置工事、電気工事程度を要件とし、特殊な工事内容が判明した際には別途契約時に協議という理解でよいでしょうか。	現段階では下記業種を想定しています。特殊な工事内容が判明した際には別途契約時に協議とします。 マンホールポンプ制御盤更新業務：電気工事 マンホールポンプ本体更新業務：機械器具設置工事 水道管路事故対応業務（修繕）：管工事

要求水準書に関する質問回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
1	3	1	6	1		義務事業	下水道管路維持管理業務における計画的業務において「巡視・点検・調査」を10年で55km（5.5km/年）と算出していますが、御市の全体数量233kmから考えると少ないと思います。過去の管路管理から考えて増やす事は考えられないでしょうか	「巡視・点検・調査」の想定数量は、過年度の業務実施実績及び執行体制を考慮して設定しています。事業開始後、管路マネジメントに関する国の技術基準等の変更や受託者によるストックマネジメント計画策定の内容を踏まえ、数量が変更となることは想定されます。
2	5	2	1			業務実施体制	「マンホールポンプ制御盤等更新工事契約書（案）」の第10条以外に、技術者の変更に関する規定が見当たりません。今回は10年間と長い長期間の業務であるため明記をお願いします。 参考までに、工事契約の10条では、変更時・配置時ともに、書面によりその氏名その他必要な事項を甲に通知する、とされています。	業務委託基本契約書（案）及びSM調査等業務委託契約書（案）に下線部を追記します。 「第６条　乙は、募集要項等に規定する責任者及び技術者等を定め、甲に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。」
3	6	2	2			技術者の要件	制御盤・ポンプ本体更新の主任技術者は「業務委託基本契約書」の第6条に規定される技術者であり、「マンホールポンプ制御盤等更新工事契約書（案）」の第10条に規定される建設業法上の主任技術者とは異なるものとの理解でよいでしょうか。 また、この場合、本業務の主任技術者と、別途発注される更新工事の建設業法上の技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者）と兼任することは可能でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、「業務委託基本契約書」の第6条に基づく制御盤・ポンプ本体更新業務の主任技術者と、「マンホールポンプ制御盤等更新工事契約書（案）」の第10条に規定する建設業法上の技術者は兼任可能とします。
4	7	2	3	イ）		再委託先の届出	統括管理業務（原文は「監理」となっています）の再委託は認めないとありますが、印刷製本等の軽微な事務的業務や、台帳のデータ変換、リーガルチェック、各種委員会等の委員委嘱等の専門的知見の活用については対象外との認識でよいでしょうか。	ご理解のとおり、軽微な事務的業務や専門的知見の活用については再委託可能です。ただし、これらの業務も3.2.2に規定する各業務の一元的管理の対象となります。
5	7	2	3	イ）		再委託先の届出	統括管理業務について、構成員が業務（情報管理、セルフモニタリング、業務改善を想定）の一部を分担して実施することは認められますか。	構成員が業務の一部を分担して実施することは認めます。ただし、構成員が実施した一部業務の内容を総括責任者が適切に把握・管理することが必要です。
6	9	2	10			局地的な大雨等による安全管理	国の手引きでは「請負者は、現場特性に応じた中止基準を設定するとともに、工事等開始後には、中止基準を補完する情報も活用し、的確に中止の判断を下す。」となっており、一律的な基準を課すことは、非合理的あるいは危険を伴うものと考えます。 (2)～(4)の記載内容は、施工箇所、少雨、注意報警報の種類など判断基準が不明瞭な一方で非常に厳しい中止措置となっており、受託者が施工計画等において市と協議のうえで基準を定めるというのが適切と考えます。 以上の視点から、(1)オ）の記載で十分事足りるものであり、(2)～(4)は削除、あるいはあくまでイメージとしての記載にとどめておいて頂くようお願いいたします。	(1)エ)において、「 受託者は、安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定する。」としており、参考として(2)～(4)を記載しています。
7	10	2	11	6	3	業務改善提案が採用された場合の契約変更	シェア率は協議により決定すると記載がございますが、シェア率の上限、下限はございますか？また、事業者が新技術に係る経費も考慮したシェアを考えていただきますようにお願いします。	シェア率の上限及び下限は現時点で想定していません。新技術に係る経費も含めた改善提案に関する資料の内容を踏まえ、シェア率を協議により決定するものと考えます。
8	15	3	2	4	イ・ウ	情報管理	イ）下水道に係る情報は年1回のデータ更新を原則とする。 ウ）下水道に係る情報は…市に毎月提出すること この2項目における年1回のデータ更新と毎月提出の違いを教えてください。	イ）の記述について、「年1回のデータ更新」を「月1回のデータ提出」に修正し、ウ）のデータ提出と同義とします。 ウ）における下水道に係る情報の毎月提出は、受託者が市に提出する、下水道台帳システムに登録する維持管理情報を言います。

要求水準書に関する質問回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
9	29	3	5	5		マンホールポンプおよび制御盤の更新業務	「国の検査等に対応できる資料等を整理」とありますが、本件は更新支援型であり、事業の必要性、設計、契約手続きについてはこの更新業務の所掌ではなく、あくまで工事事業者としての責において対応できるようにするとの理解でよいでしょうか。 （計画論的必要性に関しては、一部ストマネ計画業務で分担するということは理解しています）	ご理解のとおり、3.5.5 マンホールポンプ及び制御盤の更新業務では、工事事業者としての責における対応を求めています。また、事業の必要性については3.6 ストックマネジメント計画作成業務の中で整理するものと考えます。
10	29	3	5	6		汚泥収集・運搬、清掃業務	本業務では、 ①下水道管路維持管理業務（伏越部計画的清掃など） ②マンホールポンプ維持管理業務（保守点検・清掃、工事など） ③ストックマネジメント計画策定業務（点検・調査など） ④その他業務（私部南水路浚渫など） ⑤住民対応業務（緊急清掃など） の業務において汚泥が発生すると考えます。 適切な廃棄物処理のために、①～⑤についてのこれまでの実績、および今回業務の①～⑤の想定数量についてご教示ください。 　現状②について年間9m3という想定しか見受けられません。	汚泥発生量について、要求水準書3.4.4(1)計画的業務（点検・調査）において9m3/年、3.4.4(2)計画的業務（清掃）及び3.5マンホールポンプ維持管理業務において9m3/年を想定しています。従って、業務全体での汚泥の発生数量は18m3/年となるため、要求水準書3.5.6の記載を修正します。
11	27	3	5	1		対象とする業務	表3-6にあるマンホールポンプ維持管理業務の汚泥収集・運搬・汚泥処分の10年当たり数量「90m3」は、当該「マンホールポンプ維持管理業務」のみで発生する数量と考えてよいでしょうか。	No.10の回答のとおりです。
12	29	3	5	6		汚泥収集・運搬・処分予定数量	表3-10にある汚泥収集・運搬・汚泥処分の1年当たり数量「9m3」は、当該「マンホールポンプ維持管理業務」のみで発生する数量と考えてよいでしょうか。	No.10の回答のとおりです。
13	32	3	8			住民対応 事故対応	現状の緊急漏水については、市職員も現場立会し、住民対応、修繕方法の確認、指示、立会、警察への許可等も行っているが、今回要求水準書には「市は状況により、現地へ赴く可能性がある」となっており、不在であることが多くなると想定されます。 　3.8.3 (3) では、市担当者が現地に不在の場合は電話、テレビ電話、Web会議ツールなどを活用の上で対応となっていますが、これまで市職員が現地で行っていた上人行為や支持派具体的にどのように行われるのでしょうか。	漏水対応については、給水管の漏水は、受託者の確認で、市職員は現場確認、立会いは行いません。受託者からの状況報告で確認指示します。住民対応（警察許可等）についても受託者でお願いします。配水管、分水栓からの漏水の恐れがある場合等は市職員も現場確認、立会します。断水件数等多くなる場合等については市職員も住民対応をします。
14	33	3	8			事故対応	緊急修繕時に使用もしくは発生する砕石、砂、アスファルト殻等については、受託者において用意、処分するものとなっていますが、既存の私市ポンプ場内の砕石・砂などのストックヤード、産業廃棄物一時保管場所、ホイールローダーは、使用させていただくことは可能でしょうか。	基本的にストックヤード一時保管場所等については、受託者で用意するものであるが、私市ポンプ場内の既存のストックヤード産廃一時保管場所等については、上水道の緊急修繕に限り、交野市行政財産使用条例に基づき使用を許可出来ます。産廃一時保管場所については、大阪府に産業廃棄物保管施設の届出書が必要と思われます。また、ホイルローダーについても緊急修繕に限り条件を付して（維持管理等）使用することは出来ます。受託後、ストックヤード、ホイルローダー等の使用については協定書を交わします。

要求水準書に関する質問回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
15	35	3	8	3	4	事故対応（清掃等又は修繕）の年間上限額	事故対応については下水道は￥20,000千円/年となっておりますが、超過時は変更契約ですか？また、どの程度の規模までの事故対応を想定しているのでしょうか？	前段について、年間上限額の目安を超過する場合の都度の契約変更は必須ではありません。超過の見込み額、過年度の状況、業務全体の支払い状況、業務開始からの経過年数等を踏まえ、必要に応じて契約変更を実施します。なお、年間上限額には受託者が調達する材料費も含みます。 後段について、本業務で想定する下水道の修繕は、公共桝及び取付管等に起因する排水の詰まりや局所的な道路陥没等の対応に伴う修繕及び市の指示に基づく人孔の蓋替え、公共桝の蓋替え、人孔高さ調整、マンホールポンプ部品交換等を想定しており、本管に起因する大規模な道路陥没等の対応に伴う修繕は対象外とします。
16	35	3	8	3	4	事故対応（清掃等又は修繕）の年間上限額	事故の規模は、どの程度を想定しているのでしょうか？	No.13の回答のとおりです。
17	35	3	8	2	(4)	事故対応（清掃等又は修繕）の年間上限額	(4)及び表3-16のタイトルは、「事故対応（清掃等又は修繕）の年間上限額」ではなく、様式集9-6の見積内訳表から推察すると、表3-16の区分の通り「事故対応（修繕）の年間上限額」が正しいのではないでしょうか。	ご指摘のとおり「事故対応（修繕）の年間上限額」に訂正します。
18	36	3	9	1		危機管理体制の構築	災害時に備えた連絡体制や応急措置の準備について、災害レベルの指標や準備等に係るレベルは想定されていますでしょうか	災害レベルは震度5弱以上の地震が発生した場合を想定しています。詳細については事業者選定後の協議により決定します。
19	37	4				市と受託者の責任分担	表4-1リスク分担において、経年劣化による事故が生じた場合は「官民」となっておりますが、受託者の責めに帰すべき事由が無い限りは「官」負担が適当ではないでしょうか。	個別の事象が発生した際に、原因者負担の原則に基づき判断します。受託者の責めに帰すべき事由が無い場合は「官」負担となります。
20	37	4				表4-1リスク分担（交付金）	「国交付金が得られなかった又は交付率が低かった場合、履行対象業務減となることに起因した施設・管路の不具合等リスク」について民間の負担となっていますが、負担は「官」ではないでしょうか	ご指摘のとおり左記リスクの負担は「官」に修正します。 なお、「国交付金が得られなかった又は交付率が低かった場合、履行対象業務減となることに起因した委託額減となるリスク」は民側のリスクであるので、併せて修正します。
21	38	4				表4-1リスク分担（事故）	「点検の中で感知しうる本件施設・設備の劣化等に関し、受託者の注意義務違反により事故が発生した場合」と記載されていますが、感知しうるとは点検者の感覚であり、劣化等の未来予測まで感知する事は困難と考えます。点検中に発見された劣化等の不具合をすべて対応（修復や改築等）できる事が前提ではないでしょうか	点検の中で感知しうる本件施設・設備の劣化等に関する受託者の善良な管理者の注意義務（適切な記録、報告及び修繕・改築の提案等）に違反した場合に発生した事故について、「民」の負担としています。
22	39	4				表4-1リスク分担（事業終了）	「業務終了から一定期間内における契約不適合」と記載されていますが、一定期間とはどの程度を考えていますでしょうか	業務委託基本契約の終了日から1年間を想定しています。

選定基準に関する質問回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
1	1	3				選定委員会の設置	「参加者が、募集公表から優先交渉事業者の選定までの間に、本業務について委員会の委員に直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うので留意すること」と記載されていますが、委員の公表はいつごろでしょうか。募集段階のため早めの公表お願いします。	委員は非公表とします。従って、当該の文言は削除します。
2	4	10				マンホールポンプ制御盤等更新工事契約書（案） 第10条　現場代理人および主任技術者等	本契約に規定する建設業法上の技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者、専門技術者）は、「業務委託基本契約書」の第6条に規定される技術者とは別物であるという認識です。この理解に立って、下記についてご教示ください。 ①本契約の技術者は、基本契約の期間のうち、建設業法のもと本契約期間に別途配置する技術者（基本契約期間10年にわたり配置し続けるものではない）との理解でよいでしょうか。 ②本契約の技術者については、要求水準書等に規定される技術者の要件ではなく、あくまで当該工事の契約に求められる要件を満たせばよいとの理解でよいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②募集要項等の要件を満たす技術者を配置して下さい。
3	4	10				マンホールポンプ制御盤等更新工事契約書（案） 第10条　現場代理人および主任技術者等	今回の工事内容から勘案すると、一般的には監理技術者、主任技術者の専任は要しないものと思われます。本契約はあくまでひな形としての（案）であり、実際の契約時には工事内容・金額をもとに専任要件について修正されるものと理解してよいでしょうか。	法令等に基づき適切に配置してください。

契約書（案）に関する質問回答

No	頁	章	条	項	号	項目名	質問	回答
1	4		6	2	5	委託業務開始に伴う本件施設の確認及び使用	1年以内に重大な瑕疵、契約不適合を発見したときは、とありますが、1年経過後に発生した事象については、どのような取り扱いになりますか？	業務委託基本契約書第６条の２第４項の措置を講じることはできません。
2	16					別紙3	物価改定の指標とは、各項目の労務単価が±1%以上変動していれば、物価改定を行うという意味でお間違いないでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	16					別紙3	労務単価の指標はございますが、機械損料の物価改定指標はないのでしょうか？	指標により価格をスライドさせる方式としていますが、その指標として別紙３表２の「物価改定の指標」に定める指標を用いることとしております。